

大阪府立北千里高等学校PTA規約

第1章 総則

第1条 本会は大阪府立北千里高等学校P.T.Aと称する。

第2条 本会の事務所は大阪府立北千里高等学校内におく。

第3条 本会は大阪府立北千里高等学校の教育方針に基づき、学校の教育活動を助け、環境を整備し生徒の福祉を増進し、学校教育の充実発展と生徒の健全な成長を図り、併せて会員相互の研修及び親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 生徒の学習環境の整備充実
2. 生徒の学習活動並びに徳性及び健康の維持促進。
3. 会員の研修及び会員生徒に対する慶弔。
4. その他必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本校の在籍する生徒の保護者並びに学校の教職員とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名（保護者・教職員より各1名）
4. 会計 2名（保護者・教職員より各1名）
5. 会計監査 2名（保護者より2名）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その仕事を代行する。
3. 書記は、議事を記録し、庶務を行う。
4. 会計は、会計事務を処理し、予算決算について所定の手続きの上、総会に提案及び報告を行う。
5. 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8条 役員の仕事は、1カ年とし、留任を妨げない。

第9条 役員の仕事は、指名委員会を設置して行う。具体的手順については別途定める。

第5章 機関

第10条 本会に次の機関をおく。また必要があれば特別委員会を設置できる。

1. 総会
2. 役員会
3. 実行委員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 指名委員会
7. 予算委員会

第11条 総会は、本会の最高議決機関で毎年度初めに開催し、次の事項を審議決定する。また必要に応じて臨時に開くことができる。

1. 役員の仕事
2. 予算の決定及び決算の承認
3. 規約の改正
4. その他、特に必要な事項

第12条 総会の定足数は、委任状を含めて全会員の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数による。

第13条 役員会は、第6条で定める役員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 緊急に処理を要する事項
2. 実行委員会に提案する諸事項
3. その他

第14条 実行委員会は、会務の企画・運営を協議し、その執行にあたる。

会長・副会長・書記・会計・会計監査・学級正副委員長・各専門委員会・正副委員長・校長・教頭・事務長をもって構成する。

ただし、必要に応じ、関係するものを加えることができる。

会長がこれを招集するとともに、その議長をつとめる。

第15条 学年委員会は、当該学年の活動に関する計画の立案とその実施にあたる。

各学級2名の委員をもって学年毎に構成し、委員及び正副委員長は会長が委嘱する。

第16条 専門委員会に次の委員会を設置し、それぞれの目的に応じた活動計画の立案とその実施にあたる。

1. 進路指導委員会：進路指導に関する計画及び実施
2. 文化委員会：会員相互の親睦及び教養の維持向上に関する計画及び実施
3. 広報委員会：本会の広報活動に関する計画及び実施

専門委員会は、各専門委員若干名で構成し、委員及び正副委員長は会長が委嘱する。

第17条 予算委員会は、役員及び各委員長で構成し、次年度予算を検討・立案し実行委員会に提案する。

また、必要に応じて関係するものを加えることができる。

第6章 会計

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

第19条 本会の会費は、生徒1人当たり年額3,600円とする。ただし保護者については生徒1人あたりの金額とする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の改正

第21条 この規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成による。ただし、その改正案の内容は総会の10日前までに実行委員会まで届けなければならない。

第8章 細則

第22条 本会の運営に必要な細則は、実行委員会の承認を経て制定する。

実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合には、その結果を総会に報告しなければならない。

[附 則] この規約は、一部改正により、平成23年5月11日より実施する。

大阪府立北千里高等学校PTA規約細則

第1章 総則

第1条 この細則は、北千里高等学校PTA規約第22条により、役員選出及び慶弔費・旅費などについて定める。

第2章 役員選出規定

第2条 役員候補者選出のため指名委員会を設ける。

第3条 指名委員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査の五役について、指名委員を除く全会員の中から推薦し、本人の承諾を得て総会に提案する。

第4条 指名委員の定数及び選出方法は次の通りとする。

1. 学年委員会から、各学年2名、計6名を互選により選出する。
2. 専門委員会から、各委員会2名、計6名を互選により選出する。
3. 役員から、2名を互選により選出する。
4. 教職員から、2名を互選により選出する。

第5条 指名委員会は、第4条における16名の指名委員で構成し、互選により指名委員長を選出する。

第6条 指名委員会は、指名委員長が召集し、議長となって、役員候補者を指名する。

第7条 指名委員会は総会14日前までに候補者名簿を全会員に公示する。

第8条 全会員は立候補する権利を有する。立候補者は、総会の7日前までに指名委員長宛に文書で届ける。

第9条 役員候補者は、総会承認を経て就任する。候補者が定数を越えた場合の選出方法は次の通りとする。

1. 指名委員の互選により5名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を設置する。
2. 選挙管理委員会は、役員選挙に関することを管理、執行する。
3. 総会出席者により、単記無記名投票を行う。
4. 得票数の多い者から順次に当選人として選出する。

第10条 指名委員会は、役員決定後、解散する。

第11条 役員に欠員を生じた場合、実行委員会で後任者を決定することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 慶弔費規定

第12条 会員又は生徒の死亡に際しては、5,000円と柩料又は供花を贈る。

第13条 会員の被災、慶事等、12条以外については、役員会で協議のうえ贈呈することができる。

第4章 旅費規程

第14条 全国高等学校PTA連合会、大阪府立高等学校PTA協議会等の関連団体が主催する会議及び講演会等で、会長からの依頼により出席する場合は下記の費用を支給する。

1. 交通費： 自宅から目的地（会場）までの往復交通費
2. 資料費： 当該会議、講演会などに必要な資料購入費用（要領収書）
3. 参加費： 当該会議、講演会、懇親会等の出席にかかる参加費（要領収書）

第15条 本会の運営・活動にかかわる下記会議等への参加にかかる交通費を支給する。

ただし、体育祭等の学校行事と同時開催のものは対象外とする。

- ・総会・役員会・実行委員会・学年委員会・専門委員会・指名委員会
- ・予算委員会・特別委員会

第16条 本会が主催する下記行事への参加には交通費を支給する。

- ・後援会・説明会・研修会・生活指導パトロール・葬儀参列
- ・その他会長が適当と認めた行事

第17条 この規定上に定めが無く、役員会が必要と認めた場合、交通費及び付帯する費用を支給できる。

第18条 交通費などの請求は、原則として行事終了後、所定の用紙により、会計（事務長）へ請求する。

第19条 自家用車を利用した場合の交通費は、公共交通機関の料金に換算して支給する。

附 則 この規約細則は、平成27年4月17日より実施する。